

川越市市営住宅

住まいのしおり

埼玉県住宅供給公社

R3.10月版

◇はじめに

市営住宅は、住宅に困っておられる川越市民のために、川越市が川越市民の税金及び国の補助金を受けて建設した住宅です。

これから入居される皆さんは、一定の入居資格のある方々の中から入居を承認されました。多くの入居希望者の中から入居されたことをご理解いただき、入居上のきまりを守って頂くと共に、住宅等を大切にご使用頂かなければなりません。

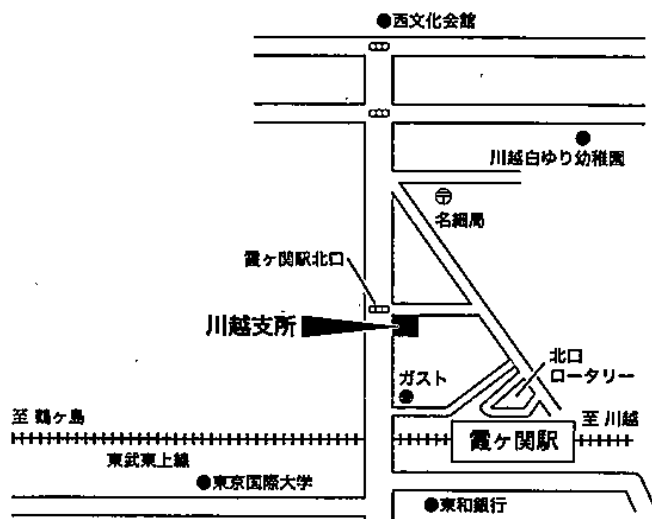
この『住まいのしおり』は、皆さんの市営住宅での生活をより快適かつ安全なものにして頂けるようにルール等をまとめたものですので、必ずお読み頂くと共に、目のつきやすいところに置いて、緊急時にいつでも利用できるようにして下さい。

◇市営住宅の管理

市営住宅の管理は、川越市（以下「市」という）から管理代行機関として指定を受け、埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という）が行っています。

公社では、市営住宅の修繕や入居上のいろいろな手続きを、市に代わって行っています。

一埼玉県住宅供給公社 川越支所一



〒350-1101
川越市市場2218-4
ベルアート301号室
TEL 049-227-6418
FAX 049-233-5353

— 目 次 —

1. 入居時の心得

1-1.	入居時期	3
1-2.	電気、ガス、水道等の使用申込み	3
1-3.	引越し車の団地内走行	3
1-4.	引越しゴミの処理	3
1-5.	住宅の点検	3
1-6.	消火器の設置	3

2. 自治会及び住宅管理人

2-1.	自治会	4
2-2.	住宅管理人	4

3. 入居後の心得

3-1.	敷金	5
3-2.	家賃及び駐車場使用料の納入	5
3-3.	収入申告	6
3-4.	各種届出・申請	7
3-5.	住宅の修繕	8
3-6.	退去の流れ	10
3-7.	明渡し請求	10

4. 正しい住まい方

4-1.	住宅	11
4-2.	共同施設	16

1. 入居時の心得

1-1. 入居時期

入居は、公社の指定した『入居可能日』から14日以内となっています。(家賃は引越した日からではなく『入居可能日』から発生します。)

入居完了後は、確実に郵便物が届くよう、玄関に表札及び集合郵便受箱に名前を掲示して下さい。また、入居完了届、異動後の世帯全員で証明され続柄記載のある住民票を提出して下さい。

1-2. 電気、ガス、水道等の使用申込み

電気、ガス、水道等は止めてあります。使用開始の時は、それぞれの供給会社へ必ず連絡し、使用開始の手続きを済ませてから使用して下さい。ガスの使用については、必ず直接ガス会社の説明を受けて下さい。

- ・電気：東京電力 (Tel0120-995-441)
- ・ガス：武州ガス (Tel049-242-0779)
- ・水道：川越市上下水道局 (Tel049-223-3061)
- ・電話：NTT (Tel116)

1-3. 引越し車の団地内走行

団地内の道路及び団地付近には、上下水道管及びガス管等が埋設されており、また、マンホールの蓋、側溝なども乱暴な乗り入れで壊れ、大きな事故につながることも多いので注意して下さい。万一、破損した時には自己負担で修復して頂きます。

1-4. 引越しゴミの処理

引越しに使用した梱包用ダンボール及び不用品等は、ゴミ置き場に出さず各自で処理して下さい。(処理の仕方については各自で清掃事務所にお問い合わせ下さい。)

1-5. 住宅の点検

住宅の鍵を受け取った後、必ず住宅内を点検して下さい。もし異常や故障がありましたら公社へ連絡して下さい。(原則として入居後1ヶ月以内をお願いします。)

なお、空家住宅は、畳、ふすま等を修繕していますが、以前に入居者が生活していた住宅であり、また、建築後相当期間を経過した住宅もあり、新築のような状態ではないことを予めご承知下さい。

1-6. 消火器の設置

入居される際に、火災に備えて各自で消火器を設置して下さい。

2. 自治会及び住宅管理人

2-1. 自治会

市営住宅は共同住宅ですから、入居者の皆さんが共同で守らなければならないことがたくさんあります。

各団地では共同住宅の秩序を守るために入居者皆様に組織を形成して、次のような活動をしています。これから入居される皆さんも、自治会活動にも積極的に参加し、明るい住まいづくりにご協力下さい。

(1) 共益費の負担

団地の階段灯、外灯、給水施設等の電気料、汚水施設の管理費、その他の共同施設の管理費等は、入居者が個々に処理することは困難なため、これらの費用は自治会が一括して処理しています。

そのため、入居者の皆さん全員に共益費として自治会に納入して頂きます。

なお、共益費の額は団地の規模等により異なりますので自治会役員又は住宅管理人にお問い合わせ下さい。

団地内の共同施設の主な費用としては、次のようなものがあります。

- ア. 階段灯、外灯（防犯灯）、エレベーター、給水施設等の電気料、電球等の取替え費
- イ. 共同水栓の水道料、給水栓・パッキン等の取替え費
- ウ. 浄化槽等の共同施設の管理費
- エ. 団地内共用部分の排水施設等の清掃費
- オ. 集会所の維持運営費
- カ. その他

(2) 防災（防火）訓練の実施

火災等が発生したときは、普段からの訓練が役立つことは既にご承知の通りです。自治会では防災（防火）に向けた訓練等を実施することもありますので、これらの訓練を行う際には積極的に参加して下さい。

(3) 自治会の役割

自治会は入居者相互の親睦活動、団地内の衛生活動等を行い、共同生活を快適に過ごすため重要な役割を果たしています。

2-2. 住宅管理人

住宅管理人は、公社が団地ごとに入居者の中から団地自治会長等からの推薦を受けた

方を選任して、入居者の皆さんと公社とのパイプ役をお願いしているものです。その主な業務は次の通りです。

- (1) 緊急時に関係機関及び公社へ連絡すること
- (2) 入居者あての文書を配布すること
- (3) 防火管理者と提携して、その業務を補助すること
- (4) 水槽の外観点検及び給水栓の水質検査を行うこと
- (5) その他、住宅及び入居者に関する連絡調整を行うこと

団地[棟]全体における修繕等については、できるだけ住宅管理人を通して連絡をお願いします。

3. 入居後の心得

3-1. 敷金

敷金は明渡し検査完了後に返還致します。但し、未納の家賃及び退去修繕個人負担分がある場合は敷金からこれを差し引きます。それでも足りないときはその不足額を納付していただきます。なお、敷金には利子につきません。

3-2. 家賃及び駐車場使用料の納入

家賃及び駐車場使用料（以下「家賃等」という）を納入する方法は口座振替によるものと納入通知書によるものがありますが、安心して確実な口座振替による方法をお勧めしています。月の途中での入居又は明渡しの場合は、市の指定した入居可能日及び明渡し日から計算した日割り家賃を納めて頂きます。

(1) 口座振替による納入方法

口座振替の手続きは、『川越市市営住宅家賃等口座振替依頼書』に必要事項を記入し、利用される金融機関（ゆうちょ銀行、川越市役所内銀行派出所を除く）の窓口へ提出して行って下さい。原則として、申込みを行った翌月より口座振替が始まります。（金融機関によっては、振替開始が翌々月になる場合があります。）口座振替による家賃等の引落日は毎月末日です。月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

(2) 納入通知書による納入方法

納入通知書は、毎年4月に一年分をまとめて入居者の皆さんに送付しますので、月末までにこの納入通知書により、金融機関（ゆうちょ銀行は除く）、埼玉県住宅供給公社

川越支所、川越市役所各市民センター、川越市役所内銀行派出所のいずれかで払い込みをして下さい。なお、入居月の家賃は、その月の下旬に納入通知書を送付しますので、その納入通知書により金融機関等（ゆうちょ銀行を除く）に納入して下さい。

※ 家賃を滞納した場合

家賃を滞納すると、訪問による納入督促や出頭を求めて納入指導を行います。

また、併せて緊急連絡人に納入指導の協力依頼を行います。家賃は必ず納入期限までに納入して下さい。なお、家賃を3ヶ月以上滞納すると、明渡し請求の対象となりますので、くれぐれもご注意下さい。

3-3. 収入申告

市営住宅は、市民の税金及び国の補助金を受けて建設され、その家賃は、民間住宅より安く設定されています。

家賃は、団地の立地条件、規模及び建設時からの経過年数等を基に入居者の収入に応じた家賃（応能応益制度）となっております。そのため、毎年入居者全員に収入申告を行って頂きます。

(1) 収入申告書の提出

毎年6月頃、入居者全員に、収入申告についての『お知らせ』を送付しますので、同封の収入申告書に家族全員（中学生以下を除く）の課税（非課税）証明書とその他必要書類を添えて提出して下さい。なお、**収入申告書を提出されませんと、家賃は近傍同種家賃（近隣の民間賃貸住宅の家賃を勘案して算出した家賃）になります。**なお、家賃は次のように計算されます。

$$[\text{本来家賃}] = [\text{家賃算定基礎額}] \times [\text{立地係数}] \times [\text{規模係数}] \times [\text{経過年数係数}] \times [\text{利便性係数}]$$

(2) 収入超過者

市営住宅に入居後3年を経過し、収入基準を超える方は収入超過者と認定され、市営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。これは、住宅に困っている低所得者のために住宅の明渡しをお願いしているものです。引き続き入居する場合は、近傍同種家賃を基に算出した額を支払って頂くことになります。

(3) 高額所得者

市営住宅に入居後5年を経過し、最近2年間引き続き収入基準を超える高額の収入がある方は高額所得者とされ、市営住宅を明け渡さなければいけません。明渡し請求を受け、期限までに明け渡さない場合は、近傍同種家賃の2倍相当額を支払って頂くことになります。

3-4. 各種届出・申請

市営住宅は民間住宅とは異なり、法律や条例により次のような場合には届出や申請が必要です。届出、申請にあたっては必要な添付書類と共に公社へ提出して下さい。

(1) 入居の承継をしたいとき（1ヶ月以内に申請をしなければなりません）

名義人が死亡又は退去（離婚等）したとき、同居人が引き続き居住するためには地位承継の承認を受ける必要があり、承継を受けられるのは次のいずれかに該当する方です。ただし、市営住宅家賃等の滞納がある場合、地位承継は認められません。

- ア. 名義人の配偶者
- イ. 60歳以上の方
- ウ. 障害者（身体障害1～4級又は知的障害④、A、B又は精神障害1、2級）

(2) 入居親族に異動があったとき

- ア. 入居者に子供が生まれたとき
- イ. 入居者が転出したとき
- ウ. 入居者が死亡したとき

(3) 長期不在となるとき

名義人及び同居者全員が15日以上住宅を使用しないとき
（正当な理由なしに使用しないときは、住宅の明渡しを請求致します。）

(4) 他の者を入居させるとき（転出後、再度市営住宅に戻る者も含む）

下記の場合に限り同居が認められます。

- ・ 入居者又は同居しようとする方が介護を必要とする場合…下記⑧の該当が条件
- ・ 同居しようとする方が出生による場合…下記⑧の該当が条件
- ・ 同居しようとする方が未成年の場合…下記⑤⑧の該当が条件
- ・ 入居者が同居しようとする方と婚姻した場合…下記①～⑧全ての該当が条件
- ・ 入居者が同居しようとする方と養子縁組した場合…下記①～⑧全ての該当が条件
- ・ 以前同居し、転居した方が再同居しようとする場合…下記⑧の該当が条件

- ① 市営住宅家賃等の滞納がないこと
- ② 同居しようとする方を含めた世帯の月額所得が基準額を超えないこと
- ③ 市営住宅の明渡し請求を受けていないこと
- ④ 入居者が市営住宅に入居後1年以上経過していること
- ⑤ 同居しようとする方が3親等以内の親族であること

- ⑥ 同居しようとする方が住宅に困窮していること
- ⑦ 同居しようとする方が入居することにより不自然な家族構成とならないこと
- ⑧ 同居しようとする方が暴力団員ではないこと

(5) 住宅を模様替えするとき

住宅の構造を変更するような場合（手摺り等の設置）は、事前に申請しなければなりません。

(6) 電気の容量（アンペア）を変更したいとき

(7) 緊急連絡人を変更するとき

緊急連絡人を変更する際には、新たに緊急連絡人を立てて頂きます。（住所、氏等の変更があった場合も届出して下さい。）

(8) 住宅を退去するとき（明渡しの手続き及び措置）

ア. 市営住宅を無断で退去することはできません。住宅を明け渡す場合は、遅くとも15日前までに届け出ることに。届出がなければ使用していても、家賃は納付して頂きます。

イ. 市長の指定する者の検査を受けること

ウ. 家賃、電気、ガス、水道料金等を精算したうえ立ち退くこと

エ. 住宅を使用中に損傷した箇所は原形に戻しておくこと

オ. 模様替え等をした箇所は、撤去し原形に戻しておくこと

3-5. 住宅の修繕

住宅等の使用について、入居者は、その維持保全に十分注意を払うことが義務付けられています。破損等が生じたときの修繕は入居者の皆さんに負担して頂くものと、市の負担で行うものがあります。概要は次の通りですが、詳しくは別冊の『共益費・修繕費・維持費で行う区分表』をご覧ください。

また、屋根の防水や古くなった設備などは、計画的に修繕工事を行っておりますので、これらの工事を施工するときは、ご協力下さい。

(1) 入居者の負担で修繕するもの

入居中の電球の球切れ、水栓のパッキン等の消耗品は、入居者の負担で修繕して頂きます。

また、市が設置した施設、設備等であっても修繕箇所や修繕内容によっては、入居者の費用負担となります。

なお、別冊『共益費・修繕費・維持費で行う区分表』にかかわらず、入居者の故意過失で汚損、破損したときは入居者の費用負担となりますのでご注意ください。

(2) 市の負担で修繕するもの

雨漏り、床、階段等入居者負担以外の修繕は、その原因を調査した上で、市の負担で行います。

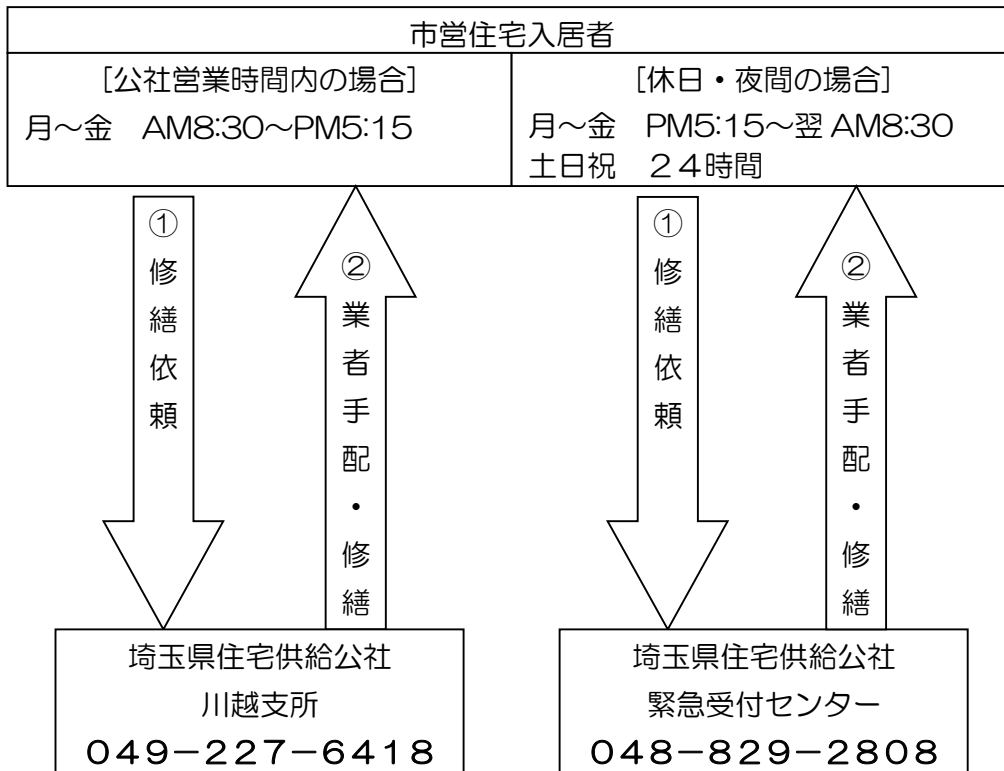
修繕を必要とする場合は、公社へご連絡下さい。

なお、使用上、特に支障のない軽微な傷や設計性能を超えた要望などは、修繕の対象とは致しませんのであらかじめご了承下さい。

(3) 休日等の緊急修繕

年末年始、土曜日、日曜日、祝日等公社の休業日や営業時間以外に発生した緊急修繕は、団地ごとに指定された業者が行います。漏水、断水、污水管の逆流等緊急に修繕しなければならない事態が発生した場合は、緊急受付センターに電話して下さい。

修繕内容によっては入居者の費用負担となりますので、その場合は、直接業者に支払って下さい。また、緊急対応によって修繕を行った場合、通常料金よりも割り増しとなった料金が課されることがありますので、ご承知置きください。



3-6. 退去の流れ

(1) 退去の連絡及び家賃の清算

住宅を退去される時は、退去される日の15日前までに公社に連絡して下さい。改めて公社から、退去の手続きや検査日程について担当者より連絡します。なお、月の途中で退去される場合の家賃は、日割り計算となります。

(2) 退去修繕

市営住宅の退去時における入居者の費用負担の範囲は、入居者の故意・過失、善管注意義務違反または通常の使用を超えるような使用による損耗・破損とします。

(3) 設置物の撤去及び清掃

入居者が設置した物は全て撤去して下さい。また、荷物を搬出しましたら室内を清掃して下さい。

(4) 鍵の返還

室内の清掃が終わりましたら、施錠して、退去検査まで保管しておいて下さい。

(5) 電気、ガス、水道、電話料金等の清算

退去までの電気、ガス、水道、電話料金等を各供給先にて清算して下さい。

自治会、郵便局等への届出も忘れずに行いましょう。

3-7. 明渡し請求

市営住宅の入居中、次の各号のいずれかに該当するときは、明渡し請求の対象となる場合があります。

- (1) 不正の行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に破損させたとき
- (4) 同居の承認を得ないで他の者を入居させたとき
- (5) 次の行為のように、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき
 - ア. 室内やベランダ、廊下等で、悪臭や害虫を発生させるなど、不衛生な状態にして、清潔の保持を怠ること
 - イ. 団地内の土地について、みだりに耕作等土地の形質を変更すること
 - ウ. 許可を得ずに増築や物置の設置をすること
 - エ. 廊下、ベランダなどで避難の支障となる物をみだりに置いたりすること
 - オ. 指定された場所以外に、はり紙や広告物等を貼ること

 - カ. 入居者、同居者その他の関係者を威嚇し、これらの者に不安又は迷惑を覚えさせるような言動をすること
 - キ. 犬（盲導犬等を除く）や猫、その他入居者に迷惑を及ぼす恐れのある動物を飼育し、又はこれらの動物に餌等を与えること
 - ク. 人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床又は壁等を叩く又は蹴ることにより、近隣入居者に迷惑を掛けること
 - ケ. 団地内において、みだりに焚き火や花火等をする事
- (6) 当該市営住宅又は共同施設の使用について、必要な注意を払わなかったとき
- (7) 当該市営住宅を無届で連続15日以上使用しなかったとき
- (8) 住宅を転貸したり、入居の権利を譲渡したとき
- (9) 無断で住宅以外の用途に使用したとき
- (10) 承認を得ずに住宅の模様替え、増築又は改築をしたとき
- (11) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき
- (12) 高額所得者に認定されたとき ※詳しくは、6ページをご参照下さい。
- (13) 川越市市営住宅条例等の諸規定に違反したとき

4. 正しい住まい方

4-1. 住宅

(1) 玄関

- ア. 玄関ドアの乱暴な開閉は、建物全体に悪い影響を与えますので丁寧に扱って下さい。
- イ. ドアスコープ、ドアチェーンを十分活用して防犯に心掛けて下さい。
- ウ. 鍵は、入居時に3本お渡ししてあります。明渡しの際、合鍵を持っている方は、合鍵を含めて全てお返し下さい。

(2) 居間

鉄筋コンクリート造りの住宅は気密性が高く、室内は湿気がこもりがちになり、カビなどが発生する場合がありますので、次のことに注意して下さい。

- ア. できるだけ窓を開け、押入れも時々開けて、室内の風通しをよくするように心掛けて下さい。
- イ. 家具と壁の間を 10cm 程度の隙間をあけて、風通しをよくして下さい。
- ウ. 炊事の際には、換気扇を回して水蒸気を多く含んだ空気を外に出しましょう。

(3) 台所

- ア. 目皿を外して使うと米粒、茶がら、残飯などが流れ込み排水管を詰まらせる原因となりますので、目皿を必ず付けて使用して下さい。また時々目皿を引き上げ清掃して下さい。
- イ. 揚げ物に使用した油を台所に流すと排水管に付いて流れが悪くなり、排水管を詰まらせる原因となりますので流さないで下さい。
- ウ. **万一、排水管が詰まった場合は、個人の負担で修繕して頂くことになります。**また、上の階の家庭で、不溶物を流した場合に、その家庭の台所には影響がなくても下の階の排水管が詰まり、下の階の台所へ排水が逆流して、大変な迷惑を掛けることとなります。この場合、排水管の清掃費は、その排水管を使用している全ての階にお住まいの方で負担して頂くこととなりますので、日頃より使用については十分に注意をお願いします。尚、**排水管の定期的な清掃をおすすめします。**
- エ. 台所は熱気や煙がこもりやすいものです。換気扇取付枠が設けられている住宅は、換気扇を取り付け、換気扇を有効に使って下さい。
- オ. 蛇口のパッキンなどは消耗品ですので、入居者が取り替えて下さい。

(4) 浴室

- ア. 昭和 63 年以降に建設した住宅には浴槽が設置されていますが、**浴槽設備**

のない住宅については入居者負担により取り付けて頂きます。

- イ. 浴槽の床は防水加工してありますが、乱暴な使い方をしますと、亀裂が生じ漏水の原因となりますので注意して下さい。
- ウ. 点火中は、水面が必ず上部循環パイプ口から 10cm 以上あいているようにし、空焚きしないように注意して下さい。
- エ. 排水口は、定期的に清掃して下さい。

(5) トイレ

- ア. トイレトペーパー以外の紙や衛生用品などは絶対に流さないようにして下さい。
- イ. 階上の家庭で間違えて不溶物を流した場合に、その家庭には影響がなくても 1 階の床下で詰まり、1 階の便所等に汚物が逆流して大変な迷惑を掛けることとなりますので注意して下さい。
- ウ. トイレの床は防水を施してありません。清掃の際に、水洗いは絶対にしないで下さい。
- エ. ロータンク内の浮きゴムやパッキンなどは消耗品ですので入居者が取り替えて下さい。

(6) バルコニー

- ア. バルコニーの床は、簡易な防水しかされていませんので、洗濯や水まきによりみだりに水を流すと階下にしみ出したりして、迷惑を掛けますから注意して下さい。また、排水口は時々清掃して下さい。
- イ. 手摺りは法律で定められた安全な高さになっていますが、踏み台となるようなものを置くと子供が上がって危険ですから、十分注意して下さい。また、植木鉢等を手摺りにつるすと誤って落とす場合がありますので危険ですのでしないで下さい。
- ウ. **バルコニーは緊急時の避難通路になります。**物置などは絶対に置かないで下さい。
- エ. バルコニーにある避難口は、非常の場合に玄関から出られないとき、下の階へ避難するためのものです。蓋の上に物を置かないで下さい。また、下の階の人は蓋の裏から施錠等を絶対にしないで下さい。

(7) 電気

- ア. ブレーカーは各戸に設置されています。建物により相違はありますが、概ね、1 戸につき 15A（アンペア）まで使用できます。電気容量以上の使用又は故障によりブレーカーが自動的に遮断され停電した場合は、使用する電力量を下げるか、故障箇所を復旧してからブレーカーを入れ直して下さい。

- イ. 電気容量は、30A（アンペア）まで変更できます。変更する場合は、必ず
公社まで届け出て下さい。（一部の住宅については変更できません。）
- ウ. タコ足配線は火災の原因になりますので絶対にしないで下さい。
- エ. ヒーター、アイロンなどの電熱器の消し忘れには、注意して下さい。

(8) ガス

- ア. ガスの供給には、都市ガスとLPガスがあり、熱量が異なりますので、ガス
器具はそれに合うものを必ずガス会社に確認して、取り付けて下さい。
- イ. ガスが完全に燃焼するには、ガス量の4～5倍の空気が必要です。部屋の換
気に十分気をつけ、バーナーの空気口を調整して下さい。
- ウ. ゴム管は十分に差し込んで両端を安全バンドで止め、古いゴム管の使用はし
ないで下さい。
- エ. 利用しない時は、器具栓、ガス元栓の順に確実に閉めて下さい。特に就寝前
には元栓の確認をして下さい。

(9) 水道

断水は、水の使用量が急激に増えたときや、停電、故障時の場合に起こることがあります。断水した時水道の栓を開けたままにしておくと、留守中等に水が出て部屋が水浸しになり、時には下の階に水が漏れて迷惑が掛かることがありますから、断水の際の外出、就寝時には、必ず水栓を締めたか確認して下さい。

(10) テレビアンテナ

市営住宅は、ほとんどが集合テレビアンテナとなっています（一部CATVあり）。室内のテレビ用接続端子にテレビを接続して下さい。

(11) インターネット

インターネットの接続を希望する場合は、入居者負担によりお願いしております。別途事業者からの申請が必要な場合があります。

(12) 防災設備

- ア. ベランダの隣戸との境に、スレート板を取り付けてある住宅があります。火災等の非常時に玄関から出られない場合には、このスレート板を打ち破って隣戸へ避難して下さい。またこの他に、ベランダから下の階へ避難する避難口の蓋が設けてある住宅もあります。この付近に避難する場合の障害となる物は置かないで下さい。
- イ. 片廊下式の住宅に関しては、**廊下は避難通路にもなっている**ので絶対に

物を置かないで下さい。

- ウ. 各戸に警報機が設けられています。これには、パイロットランプ(赤色)と、ベル警報押しボタンが組み込まれています。このボタンを押すと、その階段の警報ベルが鳴ります。緊急の場合(ガス漏れの場合は除く)は、直ちに押しボタンを押して下さい。(いたずらで押すことのないよう厳重に注意して下さい。)
- エ. **入居時には、必ず避難通路を確認しておいて下さい。**

(13) 火災予防について

市営住宅は、各戸が防火的に区画されていますので、ご自分の住宅から火を出さない限り延焼の危険は極めて少なくなっています。万一近所で火災が発生した時は、煙や火が入らないように直ちに窓を閉め、ガスの元栓を締め、冷静に行動して下さい。

万一、あなたの住戸から出火した場合は、慌てず小火のうちに消し止めて下さい。出火の原因が油類なら布団、毛布類でこれを覆い、空気を遮断するようにし、電気器具の場合は、玄関の所にあるブレーカーのスイッチを切ってから水をかけるようにし、ガスの場合は、元栓を締めてから臨機応変に措置をとるように心掛けて下さい。なお、非常の場合に備えて各戸に、家庭用の小型消火器を用意しておいて下さい。

(14) 台風

- ア. 窓や出入口の戸締りをよくして下さい。
- イ. 風が強くなる前に、ベランダの植木鉢、物干し竿等を片付けて下さい。
- ウ. 新しい台風情報をよく聞き、停電に備えて懐中電灯、ラジオなどを用意して下さい。

(15) 地震

- ア. 鉄筋コンクリート造りの住宅でも相当揺れることがあります。慌てて廊下や階段に飛び出したりするとかえって危険ですので、落ち着いて行動するようにして下さい。
- イ. 地震の被害よりも、その後に起こる火災の被害の方が大きいことがありますので、火の元には十分注意して下さい。

(16) その他の注意事項

ア. 物干しについて(中層住宅)

バルコニーの物干金具に物干し竿をかける場合は、しっかり固定し、落下等の危険がないようにして下さい。たとえ風のない時でも、バネの強い洗濯バサミで十分とめるようにして下さい。建物等の関係で風向きによっては、乱気流を起こし、急に強い風が吹くことがあります。

イ. 物品の落下防止について

バルコニー、階段ホールからは、どんな小さいものでも外へ投げないで下さい。また、これらの手摺りの上などには、物を載せないで下さい。ちょっとした不注意から思わぬ事故を起こすことがあります。突風のため植木鉢などが飛ばされて、歩行者が大怪我をした例があります。特に幼い子供がバルコニーや採光窓から誤って物を落とさないように注意して下さい。

ウ. 各種設備機器について

建物内の各種設備機器は、必要な場合以外手を触れないで下さい。

エ. 動物の飼育について

市営住宅では、犬、猫等動物の飼育を認めてはいません。

オ. 静かな環境について

市営住宅は共同生活の場で、お互いが協力し合って生活していただく必要があります。ラジオ、テレビ、楽器、バイク等の音を大きくしたり、階段等を騒々しく歩いたりして、他の入居者に迷惑をかけることのないように気をつけてください。

カ. 結露防止について

鉄筋コンクリート造の住宅は機密性が高く、寒い時期になると結露が発生しやすくなるため、適宜、換気を行うなど結露をおこさないよう心がけてください。結露により生じた、壁や天井の腐食、カビ等については、入居者の費用負担で改修、除去していただきます。

4-2. 共同施設

(1) 団地の庭

棟と棟の間にある空き地は、皆さんの庭ですから大切に使って下さい。団地の空き地で乳幼児のお子さんが保護者なしで遊ぶと、時に危険な場合もありますから、十分注意して下さい。また、植木や芝生などもいためないよう守り育てて下さい。棟の周辺は雑草やゴミで見苦しくないよう清潔に保つよう心掛けて下さい。庭に個人で花木を植えたりしないで下さい。特に防災上支障となるようなものや構造物を作ったり置いたりすることはしないで下さい。

(2) 団地の通路

団地の通路は、自動車通行に十分な幅はありません。路上駐車は、事故の原因や緊急車両の通行の妨げとなりますので、絶対にしないで下さい。

(3) 排水施設

排水溝や排水枡に、ゴミや土がたまったり、雨の後土砂が流れ込んで、雨水が流れにくくなったりすることがありますから、皆さんで清掃するように心掛けて下さい。

(4) 集会室

集会室を使用される場合は、管理者の承認を受けて下さい。入居者の親睦を目的としたサークル活動、講習会などの集会にご利用下さい。特定の政治運動、宗教活動及び営利目的の活動には利用できません。

(5) 階段・廊下（踊り場を含む）

階段や廊下は、皆さんが通行するところです。私有物は置かず、いつもきれいにしておいて下さい。階段や廊下の清掃は、皆さんの話し合いで当番制にするか、受持ち区分を決めるなどして協力して行って下さい。（階段や廊下は、完全防水してありませんので、水を流すと漏水することがあります。十分注意して下さい。）

コンクリート造りの建物は、音がよく反響します。特に下駄や木製サンダルで通行する時は、静かに歩くように心掛けて下さい。

(6) 集合郵便受箱

中層住宅には、集合郵便受箱が設置されています。郵便受箱には封書等普通郵便物だけが配達されます。この箱にあなたの住宅番号と名前を表示して下さい。書類、小包は各戸に配達されることになっています。また、郵便受箱には錠前は付いておりませんので、防犯面から各自で取り付けて下さい。なお、あなたが退去される時は必ずこの錠前を取り外して下さい。

(7) 屋上

屋上には、原則として上がることはできません。屋上への上り口には鍵がかかっています。

(8) 受水槽、高架水槽、浄化槽

受水槽、高架水槽は皆さんの飲水のため、浄化槽は汚水の処理に必要なものですので、ポンプ室の周囲を傷めたり、マンホールを開けて異物を投げ込んだりしない

よう注意して下さい。(浄化槽の内部は深く危険ですから、マンホールを開けることは絶対にしないで下さい。)

(9) 自転車置場

自転車、バイクなどは、定められた位置に整理して置いて下さい。自転車置場のスペースには限りがありますので、不用になった自転車などは粗大ゴミ処理時に廃棄して下さい。

(10) 駐車場

一部の団地には、駐車場が併設され、有料で貸し出しております。貸し出しの時期及び期間については、毎年、4月から1年以内の期間となっております。また、駐車場に空きのある場合は、随時貸し出しをしておりますので、利用を希望される方は、公社へお問い合わせ下さい。

また、駐車場を明渡す場合には、明渡し予定日の5日前までに届出をして下さい。

なお、**市営住宅の敷地内通路には絶対に駐車しないで下さい。**

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101

川越市的場 2 2 1 8 - 4

ベルアート 3 0 1 号室

tel 0 4 9 - 2 2 7 - 6 4 1 8

fax 0 4 9 - 2 3 3 - 5 3 5 3

- 電話番号のかけ違いにご注意ください。
- 受付時間は、土、日、祝祭日を除く、8 : 30 から 17 : 15 までです。

案内図

